

令和6年度

豊沢川農業水利事業

豊沢ダム周辺整備（その1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

豊沢川農業水利事業 豊沢ダム周辺整備（その1）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、豊沢川土地改良事業計画に基づき、豊沢ダム貯水池内進入路及び係船設備等を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県花巻市豊沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 貯水池内進入路改修 L=48.100m

施工始点 測点 No. 0

施工終点 測点 No. 2+8.100

係船設備改修 L=80.000 他

(2) 主要工事内訳

1) 貯水池内進入路 下部進入路工

コンクリート舗装工 L=48.100m

支障物撤去工 N=1 式

2) 係船設備改修

既設ブロック背面注入工 N=1 式

レール改修工 L=160m

手すり改修工 L=80m

操作盤改修工 N=1 式

3) ダム管理所改修 N=1 式

4) 仮設工 N=1 式

4. 工事数量

「別紙-1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

貯水池水位は、10月8日までに EL.289m まで、11月10日までに EL.266m まで低下させる計画としている。ただし、降雨等の状況により計画どおりに水位が下がらない場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等 68 日を見込んでいる。
なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和 6 年 9 月 2 日から令和 7 年 3 月 17 日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和 6 年 9 月 1 日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 9 に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

5. 主要地方道花巻大曲線の通行規制について

主要地方道花巻大曲線のダム堤体部について、関連工事の豊沢ダム洪水吐施設製作据付工事において令和 6 年 10 月 30 日～令和 7 年 4 月 30 日（日曜日を除く）まで時間帯通行止め（8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 00 分）を予定している。工事車両の通行に当たっては関連工事と調整を行なうものとする。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 豊沢ダム洪水吐施設製作据付工事（施工期間：～令和 7 年 3 月 10 日）
- (2) 豊沢ダム洪水吐上屋等建築工事（施工予定期間：令和 6 年 8 月～令和 7 年 3 月 7 日）
- (3) 豊沢ダム管理システム製作据付工事（施工期間：～令和 7 年 9 月 30 日）

3. 第三者に対する措置

(1) 濁水処理対策

本工事の施工に伴い発生する汚濁水は豊沢ダム下流へ流出しないようにしなければならない。

(2) ダム管理

豊沢ダムは岩手県が年間を通して管理していることから、管理に支障を来さないよう留

意しなければならない。

(3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うほか下記に留意するものとする。

- (1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。
- (2) 本工事は、河川区域内における工事であることに留意し、工事に関する作業届けは、工事契約後に発注者が河川管理者へ提出することとしている。また、河川管理者による完成検査に協力するものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

6. 現場搬入路

- (1) 本工事に必要となる建設資機材の搬入搬出は、主要地方道花巻大曲線を利用することとしており、受注者は善良な道路使用を行わなければならない。特に、花巻南温泉峡を通過する場合は法定速度を遵守することはもちろん、温泉客等に十分配慮するとともに、路面の汚れが生じないようにしなければならない。
- (2) 主要地方道花巻大曲線の豊沢ダム堤体クレスト部の重量制限は14tである。

7. 堆砂状況

係船設備の施工に当たり、ダム管理者からの聞き取りにより本工事に影響する堆砂はないものと想定しているが、堆砂が確認された場合、付着泥等により施工箇所の清掃等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 係船設備の使用

係船設備インクライン部の施工にあたり、資材運搬のため既設係船設備を使用可能である。なお、係船設備の最大積載重量は500kgとする。

第5章 仮設

1. 建設発生土受入地、現場発生材受入地

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、別図-1に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
土砂仮置場	岩手県花巻市豊沢地内	14m ³	礫質土

(2) 現場発生材受入地

現場発生材受入地は、別図－ 1 に示す箇所とし、その名称は次のとおりである。

名 称	地 先 名	摘 要
現場発生材置場	岩手県花巻市豊沢地内	レール、手すり、鋼材等

2. 敷鉄板

敷鉄板は、上部進入路に敷設するものとし、条件変更等に伴い供用日数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

3. 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第 6 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図－ 1」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用にあたっては、「別紙－ 2 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第 7 章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第 8 章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 石材

再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比W/C(%)	セメントの 種類による 記号	摘要
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	B B	舗装コンクリート

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(3) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(4) 可塑性グラウト材

本工事で使用する可塑性グラウト材は、下表の品質規格を満足する材料を使用するものとする。

項目	規格値	適用
圧縮強度試験	圧縮強度 0.7N/mm ² 以上	水中不分離型

(5) レール

材料名	規格	適用
軽レール	15kg JIS E 1103-1993	係船設備

(6) 手すり

種類	支柱間隔 (mm)	高さ (mm)	摘要
ステンレス製手すり (コンクリート建込型)	2,000	800	

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
コンクリート	配合報告書・試験成績書
目地材	カタログ・試験成績書
溶接金網	品質証明書
砕石類	試験成績表、粒度分析表
路盤紙	カタログ
目地材	カタログ・試験成績書
鋼板	品質証明書
ケミカルアンカー	カタログ
軽レール	試験成績書
レールクリップ	試験成績書
ペーシ	試験成績書
モール	試験成績書
手すり	カタログ、試験成績書、割付図

材料名	提出物
除湿器	カタログ
雨水浸透ます	カタログ・試験成績書
排水ドレン管	カタログ
無線受信装置	カタログ
無線制御器	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する必要があるため、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
可塑性グラウト材	空袋等数量	施工完了後、空袋等の確認

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	22*1,524mm	金ヶ崎町
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40	花巻市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する必要がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する必要があるため、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
舗装工事	路盤工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所		
	コンクリート舗装工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所		
係船設備工事	コンクリート削孔工	径、厚さ	初期施工段階で1箇所		
	可塑性グラウト工	充填状況	初期施工段階で1箇所		
	レール設置工	条間、外観、締結状況	初期施工段階で1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：下部進入路工

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (有筋、無筋)	(有) 大道地工業	花巻市横志田第1地 割95-1	8時～17時	再資源化 施設業者
木くず(枝葉)	花巻ハイチップ(株)	花巻市大畑9-92-24	9時～17時	再資源化 施設業者
木くず(伐根)	成和建设(株)	花巻市金矢5-61-1	9時～17時	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5. 構造物(支障物)撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。なお、伐採工による木くず(枝葉及び伐根)の撤去数量については、撤去後に重量及び体積の計量を行い、実績に基づいて変更するものとする。

6. 土工

(1) 掘削及び床掘

- 掘削及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 埋戻し及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に

管理しなければならない。

3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

埋戻及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締固めなければならない。

7. 舗装工

(1) コンクリート舗装工

1) コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。

2) コンクリート舗設に当たっては、延長 5m に 1箇所割合で目地を設けるものとする。

8. 係船設備裏込工

(1) 準備工

1) 係船設備ブロック上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

2) 側面等に施工に支障となる樹木や草、泥土等が存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

(2) 可塑性グラウト工

1) 可塑性グラウト工の配合等

使用する可塑性グラウト材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

2) 充填確認

充填確認の方法について事前に計画書を監督員に提出するものとする。

3) 可塑性グラウト材の使用量確認について

可塑性グラウト材の設計量については、空洞厚 3 cm で計上している。第 8 章 3. の空袋検査に基づき、可塑性グラウト材の使用量を監督職員に報告するものとする。なお、調査結果により可塑性グラウト材の数量を変更する場合がある。

9. 現場発生材（レール、手すり、鋼材等）

現場発生材の撤去に当たっては、受入地への搬入前に検量等を行い、現場発生材報告において重量についても報告を行わなければならない。

なお、検量方法及び検量結果の確認方法については監督職員と協議により決定する。

10. 仮設工

工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の上、枝払いを行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処理場へ搬出すること。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理基準に定めのない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_Digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」(平成14年3月農林水産省農村振興局)に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM等)、電気設備標準機器仕様書に対する特記、追加事項はこの特別仕様書による。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 本工事に必要な予備品は、共通仕様書(施)第4章第7節によるものとする。
- (4) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、SPD等の確実な耐雷対策を行うものとする。
- (5) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は蛍光灯またはLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはサーモスタットにより、入・切する。
- (6) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とする。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。

2. 設備概要

係船設備操作盤の無線操作への対応については、100m以上の到達距離を確保するものとし、制御器はハンディ式とする。

3. 負荷設備等

(1) 機側操作盤(係船設備操作盤)

1) 一般仕様

既設係船設備機側操作盤の部品交換及び無線制御装置取付を行うものとする。なお、操作盤ボックスについては既設利用するものとする。

2) 数量 1面

3) 機器仕様

- ① 形式 屋内自立閉鎖型
- ② 材質 鋼板製(SPHC、SS400)

4) 盤面取付機器

- | | |
|-----------------|----|
| ① 電圧計 | 1個 |
| ② 電流計 | 1個 |
| ③ 集合表示灯(LED表示器) | 1組 |
| ④ 押釦スイッチ | 1式 |
| ⑤ 切替スイッチ | 1個 |
| ⑥ 警報ブザー | 1個 |
| ⑦ 無線機収納箱 | 1個 |
| ⑧ 無線受信装置 | 1台 |

5) 盤内取付機器

- | | |
|-----------|-----|
| ① 補助継電器 | 10個 |
| ② 進相コンデンサ | 1個 |
| ③ 3Eリレー | 1個 |

④	サーモスタット	1 個
⑤	カレントコンバータ	1 個
⑥	変圧器	1 個
⑦	漏電遮断器	1 個
⑧	配線用遮断器	4 個
⑨	可変型電磁開閉器	1 個
⑩	電磁接触器	1 個
⑪	栓型ヒューズ	1 個
⑫	スペースヒータ	1 個
⑬	盤内照明灯	1 個
6)	付属品・予備品	
	ヒューズ	取付数の 100%
	表示ランプ (LED)	取付数の 10%
	リレー・タイマ	取付数の 10%
	保守工具	1 組 (各機側操作盤共通)
	無線制御器	2 台

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 現地精査により数量に変更が生じた場合
- (2) 現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
- (3) 地下埋設物（埋設文化財を含む）及び貯水池内水没物が出現し撤去が必要となった場合
- (4) 第三者及び関係機関との協議等により変更が生じた場合
- (5) 土質及び地質の変化により、仮設方法等の変更が生じた場合
- (6) 関連工事との調整により変更が生じた場合
- (7) 濁水処理及び湧水処理の必要が生じた場合
- (8) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (9) 遠隔確認の試行を行う場合
- (10) 気象状況等により貯水池水位が低下しない場合
- (11) 気象状況により除雪、雪寒仮囲い等が必要となった場合
- (12) 現地調査の結果、貯水池内進入路の既設コンクリート等の補修、係船設備のケーブル滑車等の改修が必要となった場合
- (13) 第13章 6. (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）に基づく確認により変更が生じた場合
- (14) その他

第 13 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個

別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書(共通仕様書様式6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書様式6-5)によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) 発注者は、V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る乙の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6)のV E 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答するこ

とを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 1$$

※1 補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)1)(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式(洋風)便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(ウ) 臭い逆流防止機能

(エ) 容易に開かない施錠機能

(オ) 照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

(キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(ケ) サニタリーボックス

(コ) 鏡と手洗器

(サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

(ス) 擬音装置（機能を含む）

(セ) 着替え台

(ソ) 臭気対策機能の多重化

(タ) 室内温度の調整が可能な設備

(チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策

地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
------	--

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。
 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。
- 1) 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02
現場管理費 (率分)	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1) に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領 (模範例) の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。) 別紙8 (事業 (務) 所長用) に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補正係数
		4週8休以上
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書 (以下「履行実績取組証明書」という。) の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8日/28日) 以上) と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 月単位の週休2日 (4週8休以上) の確保に向けた企業の取組が図られている。
 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当 (4週8休以上) が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況 (II 工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

休日の確保を行った。
 その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。
 その他 [理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）については、土地改良事業等請負工事積算基

準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－3）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は変更実施計画書（別紙－4）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－3）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－3）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

14. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 下部進入路工				
(1)作業土工				
床掘		式	1	
(2)作業残土処理工				
作業残土処理工	岩手県花巻市豊沢地内	式	1	
(3)法面整形工				
法面整形	切土部	m ²	2.5	
(4)舗装工				
コンクリート舗装工	18-8-25BB、12cm厚	m ²	51.0	
養生	一般養生、小型構造物	m ³	6.1	
路盤紙	クラフト紙系	m ²	51.0	
路盤工	RC-40、1層、15cm厚	m ²	51.0	
目地板工	瀝青質板、t=10mm	m ²	1.1	
(5)歩車道境界ブロック撤去工				
歩車道境界ブロック撤去工		m	4.8	
殻運搬	小規模土工、17km以下	m ³	0.3	
産廃処分費	無筋コンクリート	m ³	0.3	
(6)照明柱撤去工				
照明柱撤去工	φ110、H4.2m、運搬含む (現場発生材置場まで)	基	1	
(7)既設鋼製階段撤去工				
既設鋼製階段撤去工	B=1.05m、H=0.9m、L=3.6m、運搬含む (現場発生材置場まで)	基	1	
(8)伐木工				
伐採工(枝葉)	伐採～造材～集積	本	2	アカマツ、胸高直 径52cm及び56cm
木くず運搬費	枝葉	m ³	5.5	
木くず処分費	枝葉	m ³	5.5	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
伐根工	伐根～集積・整地	本	2	
木くず運搬費	根	m3	1.2	
木くず処分費	根	m3	1.2	
2. 係船設備工				
(1)既設ブロック背面注入工				
空洞充填工	可塑性モルタル空洞充填	m3	12.6	
コンクリート削孔	注入孔削孔	本	154	
注入孔充填工	セメントモルタル	本	154	
(2)レール設置・撤去工				
既設レール撤去工	15kgレール、モルタル基礎取壊しを含む	m	80.0	2条当たり
レール設置工	15kgレール	m	80.0	2条当たり
軽レール	15kgレール	m	160	
(3)モルタル基礎工	コンクリート枠部			
コンクリート	モルタル1:2	m3	0.1	
養生	特殊養生(ジェットヒータ)、小型構造物	m3	0.1	
型枠	一般型枠、小型構造物	式	1	
鋼板	t=9mm	kg	43.0	
コンクリートアンカーボルト設置		本	36	
ステンレス棒鋼	SUS304、φ16×230	本	36	
コンクリートアンカー用樹脂カプセル	φ16	本	36	
(4)モルタル基礎工	平板ブロック部			
コンクリート	モルタル1:2	m3	0.5	
養生	特殊養生(ジェットヒータ)、小型構造物	m3	0.5	
型枠	一般型枠、小型構造物	式	1	
鋼板	t=9mm	kg	163	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリートアンカーボルト設置		本	136	
ステンレス棒鋼	SUS304、φ16×300	本	136	
コンクリートアンカー用樹脂カプセル	φ16	本	136	
(5)レール締結工				
軌道締結工	15kg/m	m	80.0	2条当たり
ペーシ	15kg用	枚	60	
モール	15kg用	本	120	
レールクリップ	12～15kg用	個	344	
ステンレスボルト	M12×40	本	344	
ステンレスナット	M12	個	344	
ステンレスワッシャー	M12	枚	344	
(6)手すり設置・撤去工				
手すり撤去工	支柱及び上部ビーム部 32A、中間ビーム20A	m	80.0	
支柱削孔工	コンクリート部	本	41	
手すり設置工	SUS製、2.0m、H0.8m、一 段	m	80.0	
3. ダム管理所浸透柵等設置工				
(1)ダム管理所浸透柵等設置工				
雨水浸透ます設置	ポリプロピレン製、250× 250×300H、蓋つき	基	3	
除湿器設置	床置型、除湿能力25～ 30L/日、AC100V	台	1	
排水ドレン用貫通口削孔	φ150mm以下	本	3	
排水ドレン管	φ16、対候性、LLDPE	m	9.0	
4. 仮設工				
(1)下部進入路工				
敷鉄板設置・撤去		m ²	242	
5. その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)運搬費				
運搬費				
撤去材運搬				
既設レール運搬	10kmまで	ton	2.40	
既設手すり運搬	10kmまで	ton	0.65	
仮設材運搬				
敷鉄板運搬	50kmまで	ton	41.70	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 機器設備工				
(1) 機器設備工				
無線受信装置・無線制御器	ハブタイプリモコン2台、受信装置、充電器、ホイップアンテナ、設定費	式	1	
アンテナ延長ケーブル		本	1	
無線制御器用ダストカバー		枚	2	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 据付工				
(1) 操作盤部品交換工	係船設備操作盤	式	1	交換部品含む
(2) 操作盤無線装置改造工	係船設備操作盤	式	1	
(3) 操作盤調整費	係船設備操作盤	式	1	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

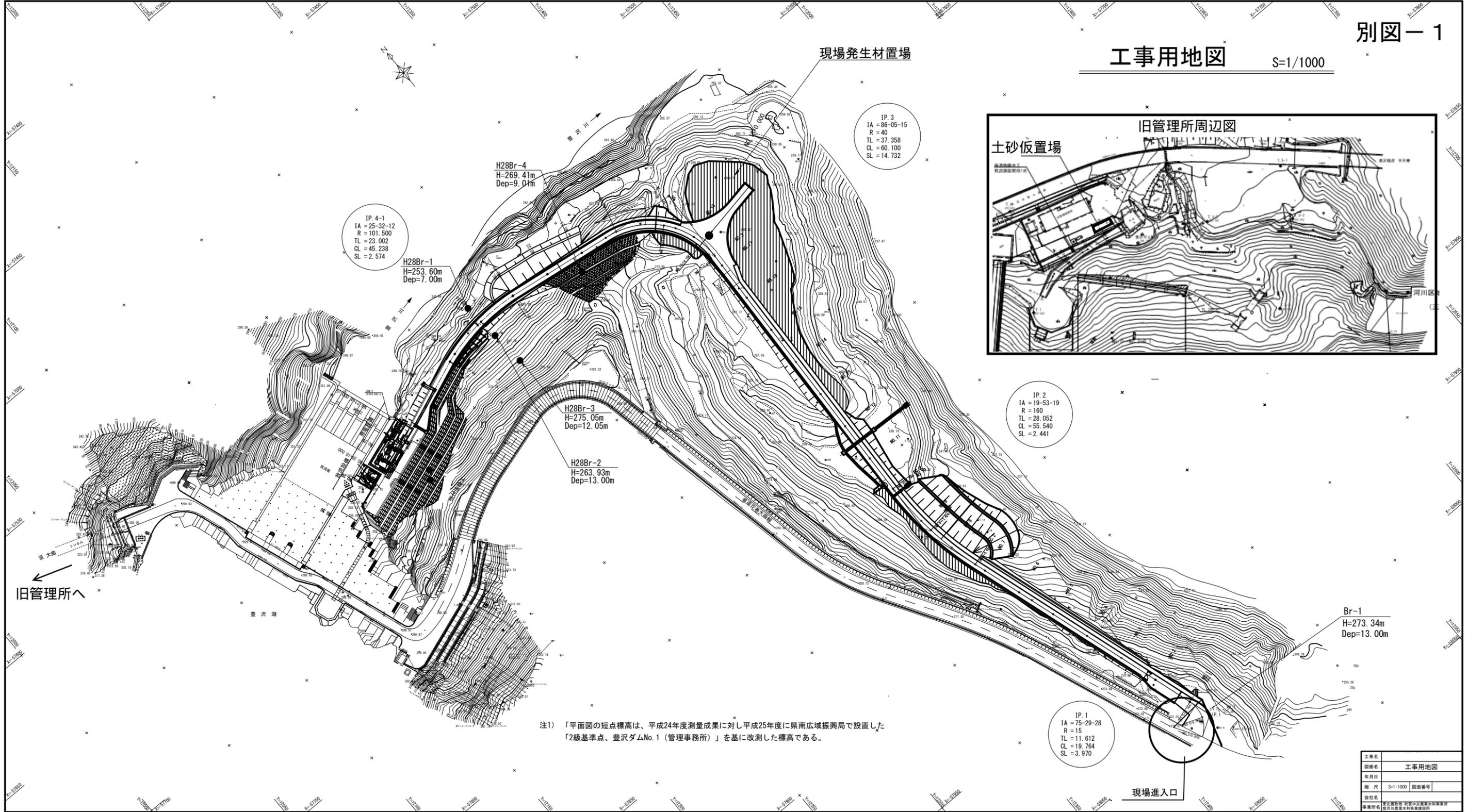
実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

工事用地図 S=1/1000



注1) 「平面図の短点標高は、平成24年度測量成果に対し平成25年度に県南広域振興局で設置した「2級基準点、豊沢ダムNo.1(管理事務所)」を基に改測した標高である。

工事名	工事用地図
図面名	
年月日	
縮尺	S=1:1000 図面番号
会社名	
製図者名	東北建設株式会社 建設部 設計課

